

坂出駅周辺再整備基本構想策定業務

公募型プロポーザル実施要領

坂出駅周辺再整備基本構想策定業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うことから、下記のとおり提案を募集する。

1. 委託業務の概要

本業務における事業概要は、次のとおりとする。

(1) 業務名

坂出駅周辺再整備基本構想策定業務

(2) 業務目的および内容

別添委託仕様書のとおり

(3) 業務対象場所

J R坂出駅を中心とした中心市街地

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

(5) 業務委託上限額

本業務における委託金額は、9,500,000円(消費税および地方消費税額を含む。)を上限とする。

(6) 受託者選定方法

本業務における受託者の選定方法は公募型プロポーザル方式とする。

2. 参加資格要件

本業務における参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 坂出市税、消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領(昭和63年6月1日要綱)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 本業務について、十分な業務遂行の能力を有し、本市の指示に柔軟に対応できる体制を有すること
- (8) 参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (9) その他法令等に違反していないこと

3. 参加手続き等

本業務における参加手順は、次のとおりとする。

(1) 実施要領の配布

ア 配布期間

令和4年4月5日(火)から令和4年4月15日(金)まで（土日、祝日は除く）

イ 配布時間

午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所

坂出市 政策部 政策課 公民連携・DX推進室

※本市ホームページからダウンロードにより取得することも可能とする。

URL : <https://www.city.sakaide.lg.jp>

(2) 参加表明書の提出

本手続きにおける参加希望者は、次により参加表明書等を提出すること。

ア 提出期限

令和4年4月15日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着とする。）

イ 提出方法

参加表明書等の提出は、持参または郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く）を受付時間とし、郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とする。

ウ 提出先

坂出市 政策部 政策課 公民連携・DX推進室

エ 提出書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 参加表明書【様式第1号】 | 1部 |
| ② 誓約書【様式第2号】 | 1部 |
| ③ 会社概要書および予定技術者【任意様式】 | 1部 |

オ 参加表明書等の作成および提出上の注意事項

- ① 参加表明書等を提出したものは、本事業実施要領における記載事項に同意したものとみなす。
- ② 提出後の参加表明書等の再提出、差替えおよび修正は原則認めない。

(3) 企画提案書の提出

本手続きにおける企画提案者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着とする。）

イ 提出方法

提出書類については、持参および郵送にて提出すること。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く）を受付時間とし、郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とする。

ウ 提出先

坂出市 政策部 政策課 公民連携・DX推進室

エ 提出書類

- | | |
|--------------------|----|
| ① 企画提案提出書【様式第3号】 | 1部 |
| ② 企画提案書【任意様式】 | 7部 |
| ③ 内訳記載のある見積書【任意様式】 | 7部 |
| ④ 業務実績【任意様式】 | 7部 |
| ⑤ 業務体制【任意様式】 | 7部 |

※⑤については、本業務に従事する技術者の体制および従事者の関係業務における実績を記載すること。

オ 企画提案書の内容

企画提案書については、下記の3項目においては必須とし、その他は自由様式とする。

- ① 本市の中心市街地におけるまちづくりコンセプトに基づく再編構想の提案
(A3用紙1枚)
- ② JR坂出駅周辺に対する提案 (A3用紙1枚)
- ③ 本業務の進め方に対する提案 (A3用紙1枚)

また、提案にあたっては、下記の事項に配慮し、提案すること。

- ・ JR坂出駅周辺のみならず本市の中心市街地におけるまちづくりコンセプトの設定(本市の資源となりえる土地や施設に対する提案(※別紙参考図参照))
- ・ 都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の上位計画のまちづくりの方向性を踏まえた適切な目標と方針の設定
- ・ 本市の魅力を高めるための施策の提案
- ・ コンパクトな市街地を維持するための提案
- ・ JR坂出駅の特徴を活かした提案
- ・ JR坂出駅周辺の整備効果のみならず周辺エリアへの波及効果を見込める施策の提案
- ・ 公民連携による整備運営手法に繋がる提案
- ・ JR坂出駅周辺に導入する機能の有効性についての整理
- ・ 上記の事項に則した機能的な道路や公共交通結節機能、公園施設等の配置についての提案
- ・ 基本構想策定にあたって、具体的かつ有効な本業務の進め方に対する提案

カ 提出書類の作成および提出上の注意事項

- ① 使用する用紙サイズは、A4もしくはA3サイズとする。
- ② 本市は、Microsoft社のWord、Excel等を標準ソフトとして採用しているため、左記ソフトウェアにて作成すること。
- ③ 1ページあたりの余白は、上下左25mm、右20mmとし、カラー印刷可とする。
- ④ 使用する文字のフォントは10.5ポイント以上(図表内の文字を除く)とする。
- ⑤ 企画提案書、見積書、業務実績については、表紙に「坂出駅周辺再整備基本構想策定業務」と名称を明記し、左上端をステープルで仮綴とする。
- ⑥ ページ番号は、表紙を除いた部分を通し番号とすること。ページ番号は下部中央もしくは下部右端に印字すること。

- ⑦ 企画提案においては、可能な限り具体的に記載すること。
- ⑧ 提出後の資料の再提出、差替えおよび修正は原則認めない。
- ⑨ 同一の提案者による複数の提出書類の提出は認めない。

(4) 質問書の提出および回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受付し、回答する。

ア 提出場所および方法

質問書【様式第4号】を作成し、下記提出先に持参、郵送、EメールまたはFAXにより提出すること。持参以外の提出の場合、確認のため、電話で提出した旨を連絡すること。

イ 提出期限

令和4年4月28日（木）午後5時必着

ウ 提出先

坂出市 政策部 政策課 公民連携・DX推進室

エ 回答方法

提出された質問に対する回答については、質疑および回答内容を参加表明書の提出があった者に対してEメールまたはFAXにて回答する。

4. 審査および選定方法、特定結果の通知

(1) 選定に係る審査は、坂出駅周辺再整備基本構想策定業務選定委員会が行う。

(2) 選定委員会は、審査基準（【別表】審査基準総括表）に基づき、提出された企画提案書および見積書等をもとに、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、企画提案の要素と提案価格を評価して採点する。委員の総合評価点の最も高い者を最優秀提案者として1者選定し、次に総合評価点の合計額が高い者を次点提案者とする。

なお、最優秀提案者の選定にあたっては、総合評価点が評価点の60%以上であることを最低基準とする。

(3) 提案者が1者のみの場合も審査を実施し、評価の結果において基準点（総合評価点が評価点の60%以上）を満たす場合は、当該提案者を最優秀提案者とする。

基準点に満たない場合または提案者がいない場合は、再度公募を検討する。

(4) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

ア 日時

令和4年6月上旬（詳細な日程は後日通知する。）

イ 場所

坂出市役所（詳細は後日通知する。）

ウ 出席者

本プロポーザルを担当する主たる技術者を含め、3名までの出席を可とする。

エ プレゼンテーションおよびヒアリングの持ち時間

プレゼンテーションの時間を20分以内、質疑応答の時間を20分程度とする。

オ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の範囲を逸脱しないよう、特に強調したい点や提案の背景などを中心に述べることとする（質疑応答を除く）。

カ その他

プレゼンテーション当日の追加資料の提出は認めない。

提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

(5) 特定結果の通知

候補者特定後、参加者全員に特定または非特定の結果を通知する。

また、特定結果通知日以降において、市ホームページにて候補者の名称および総合点を公表する。

5. 契約の締結

受託候補者の特定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点提案者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結する。

6. 提案の無効

以下の事項に該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 本募集要領に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合
- (3) 企画提案における金額が委託上限額を超える場合
- (4) 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 評価に係る選定委員、職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (8) 公平な審査を阻害する行為があった場合

7. 日程および内容

本事業における企画提案者の募集および選定にあたっての日程（予定）は、次に示すとおりである。

令和4年4月5日（火）	事業実施における公告
令和4年4月5日（火）	実施要領の配布および参加表明書等の受付開始
令和4年4月15日（金）	参加表明書等の提出期限
令和4年4月28日（木）	質問書の提出期限
令和4年5月27日（金）	企画提案書等の提出期限
令和4年6月上旬（予定）	書類およびプレゼンテーション審査
令和4年6月中旬（予定）	特定業者の公表

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成，提出，プレゼンテーション等，本プロポーザルに要する費用は，すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案者は，複数の企画提案書の提出はできない。
- (3) 提出された参加表明書等および企画提案書等（以下「提出された書類等」という。）は，選定，非選定にかかわらず返却しない。
- (4) 提出された書類等は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は，選定を行う作業に必要な範囲において，企画提案者に断りなく，その写しを作成し，使用することができるものとする。
- (6) 市は，業者選定後，選定した業者の企画提案の内容に拘束されないものとする。
- (7) 提出された書類等の著作権は，原則として当該書類等の作成者に帰属するが，採用した企画提案書等の著作権は，坂出市に帰属するものとする。
- (8) 提出された書類等の内容に含まれる著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権，その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は，すべて企画提案者が負うものとする。
- (9) 提出された書類等は，坂出市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となり，非公開とすべき部分を除き公開されることがある。

9. 事務局

本事業における問合せ先および関係書類の提出先は、次のとおりとする。

坂出市 政策部 政策課 公民連携・DX推進室

住 所：〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電 話：0877-44-5080（直通）

FAX：0877-44-5032

URL：<https://www.city.sakaide.lg.jp>

Eメール：koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

【別表】 審査基準総括表

審査項目	評価論点	採点	係数	評価点
事業理解	事業目的において理解度が高く基本的な考え方についての確に提案されているか。	5	2	10
現状把握	本市の現状と課題を把握した提案となっているか。	5	1	5
	本市のまちづくりの方向性を踏まえた適切な目標と方針の設定がなされているか。	5	1	5
企画提案	まちづくりの全体コンセプトの設定がなされており、そのコンセプトを踏まえた駅周辺整備の提案がなされているか。	5	2	10
	本市の魅力を高めるための施策の提案がなされているか。	5	1	5
	周辺エリアへの波及効果が見込める提案がされているか。	5	1	5
	本市においてコンパクトな市街地を維持するために展開されるべき施策の提案がされているか。	5	1	5
	ターゲット層への配慮や魅力ある提案がなされているか。	5	2	10
	公民連携による整備運営手法について検討された提案がなされているか。	5	1	5
	集約導入する機能について整理された提案がなされているか。	5	1	5
	基本構想策定にあたって、具体的かつ有効な本業務の進め方に対する提案がなされているか。	5	2	10
事業実績	提案事業者において、過去に本業務と同種または類似事業等の実績を有しているか。	5	1	5
	配置技術者において、過去に本業務と同種または類似事業等の実績を有しているか。	5	1	5
業務体制	本業務に対して適切な人員および人材を有しているか。	5	1	5
価格	最低価格提示者を基準として、計算式により評価点を算出する。 (評価点 = (最低提案価格 / 提案価格) × 10, 小数点以下四捨五入)	10	1	10
合計				100